

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A vol.5

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
1	ケアマネジメントCについて	ケアマネジメントCのサービスからケアマネジメントAのサービスに移行した場合、初回加算の算定は可能か？	<p>A 算定可能です。</p> <p>ケアマネジメントCは、簡素化されたケアマネジメントであることから、利用者との契約・サービス担当者会議の開催・ケアプランの作成は不要です。</p> <p>ケアマネジメントCによるサービスを利用後、ケアマネジメントAによるサービスを使う場合、それに合わせて、契約・サービス担当者会議・ケアプラン作成を行う必要があることから、新規扱いとして初回加算の算定して頂いて構いません。</p>	介護予防ケアマネジメント	
2	生活保護法における介護扶助について	生活保護受給者の介護扶助は、総合事業も対象となるのか？	<p>A 全てのサービスについて給付対象となります。</p> <p>生活保護法(中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含む。以下同じ。)における介護扶助については、従前の予防給付と同様の仕組みである指定事業所によるサービス提供に限らず、全てのサービスについて給付対象とすることとする。</p> <p>具体的には、介護扶助費として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付を行い、また、市町村による直接実施、委託による実施又は補助による実施にて行われるサービスについては、利用者の利用料負担分を給付することとする。</p>	サービス全般	
3	原子爆弾被爆者の自己負担について	被爆者手帳を持っている人が総合事業を使った場合、自己負担分の補助はあるのか？	<p>A 介護予防訪問型サービス及び生活リハビリ通所型サービスについてのみ助成対象となります。</p> <p>原子爆弾被爆者については、現在、通所介護や訪問介護等の自己負担部分について、全額公費による助成事業が行われているところであるが、今般の総合事業の実施に伴う助成範囲については、現行相当サービスとする。</p>	サービス全般	

4	障害福祉サービスと総合事業サービスの優先順位について	<p>障害者については、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する場合、介護保険サービスを優先することとなっているが、総合事業についても同様か？</p>	<p>A 介護保険サービスを一律に優先的に利用しません。</p> <p>障害者に係る自立支援給付については、介護保険において自立支援給付のサービスと同等のサービスが提供される場合において、介護保険の保険給付を優先する規定があるが、当該規定に地域支援事業を追加した(障害者総合支援法施行令第2条)ことから、サービス内容や機能を踏まえた上で、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。</p> <p>しかしながら、障害者は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。</p> <p>したがって、市町村では、障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することが必要である。</p>	サービス全般	
---	----------------------------	---	---	--------	--